

平成27年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成27年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1,290億円（前年度5月期比 29億円減（2.2%減））

* 2月～4月の地方法人特別税（国税）収入額の全額

4 譲与日

平成27年5月28日（木）

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1／2 人口 1／2 従業者数 ※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成26年度譲与実績	23,879億円
平成27年度地財計画	21,234億円

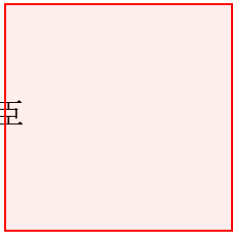
《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

(案)

総 税 企 第 号
平成 2 7 年 5 月 日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 2 0 年法律第 2 5 号）第 3 4 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日 平成 2 7 年 5 月 2 8 日

地方法人特別譲与税譲与金 〈別添のとおり〉 千円

↑ 額は出力

平成 2 7 年度 5 月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金 額
北海道	5,372,954
青森	1,315,983
岩手	1,291,262
宮城	2,331,921
秋田	1,055,373
山形	1,154,952
福島	1,989,365
茨城	2,903,099
栃木	2,009,312
群馬	2,026,382
埼玉	6,471,148
千葉	5,484,627
東京都	16,391,475
神奈川県	8,345,435
新潟	2,395,373
富山	1,142,161
石川	1,214,592
福井	837,790
山梨	860,201
長野	2,171,599
岐阜	2,066,629
静岡県	3,878,428
愛知県	7,840,995
三重	1,852,527
滋賀	1,392,813
京都	2,628,927
大阪	9,483,888
兵庫県	5,321,026
奈良	1,215,700
和歌山	947,787
鳥取	573,121
島根	715,023
岡山	1,906,151
広島	2,916,904
山口	1,421,851
徳島	756,714
香川	1,008,151
愛媛	1,391,304
高知	722,607
福岡	5,037,750
佐賀	832,514
長門	1,357,115
熊本	1,724,802
大分	1,172,575
宮崎	1,089,474
鹿児島	1,635,179
沖縄	1,299,230
合 計	128,954,189

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成27年度分

(単位：億円)

▼平成26年度

(単位：億円)

都道府県	地方法人 特別税 A	地方法人特別譲与税 B				影響額 B－A
		5月	8月	11月	2月	
北海道	24	54	54			30
青森県	4	13	13			9
岩手県	7	13	13			6
宮城県	132	23	23			▲ 109
秋田県	4	11	11			7
山形県	8	12	12			3
福島県	19	20	20			0
茨城県	21	29	29			8
* 栃木県	18	20	20			2
群馬県	18	20	20			2
埼玉県	78	65	65			▲ 13
千葉県	24	55	55			31
* 東京都	218	164	164			▲ 54
神奈川県	42	83	83			41
新潟県	12	24	24			12
富山県	21	11	11			▲ 10
石川県	13	12	12			▲ 1
福井県	8	8	8			0
* 山梨県	3	9	9			5
長野県	11	22	22			11
岐阜県	27	21	21			▲ 6
* 静岡県	76	39	39			▲ 37
* 愛知県	56	78	78			22
* 三重県	28	19	19			▲ 9
* 滋賀県	8	14	14			6
京都府	12	26	26			14
* 大阪府	74	95	95			21
兵庫県	74	53	53			▲ 21
奈良県	3	12	12			9
和歌山県	6	9	9			3
鳥取県	2	6	6			4
島根県	7	7	7			▲ 0
岡山県	15	19	19			4
広島県	27	29	29			2
山口県	10	14	14			4
徳島県	2	8	8			6
香川県	9	10	10			1
愛媛県	10	14	14			4
高知県	7	7	7			0
福岡県	92	50	50			▲ 41
佐賀県	5	8	8			4
長崎県	4	14	14			10
熊本県	19	17	17			▲ 2
大分県	7	12	12			5
宮崎県	7	11	11			4
鹿児島県	10	16	16			6
沖縄県	6	13	13			7
合計	1,290	1,290	1,290			0

地方法人 特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	影響額 B－A
657	967	310
139	237	98
165	232	67
398	420	22
109	190	81
119	208	88
366	358	▲ 8
464	523	59
374	362	▲ 12
417	365	▲ 53
784	1,165	381
790	987	197
5,478	3,619	▲ 1,859
1,360	1,502	142
376	431	55
178	206	28
214	219	4
161	151	▲ 11
151	155	3
301	391	89
268	372	104
760	698	▲ 61
2,584	1,411	▲ 1,172
324	333	10
253	251	▲ 2
385	473	88
1,829	1,707	▲ 122
741	958	216
99	219	120
109	171	62
64	103	39
100	129	29
277	343	66
510	525	15
218	256	38
147	136	▲ 11
188	181	▲ 7
195	250	55
77	130	53
752	907	154
122	150	28
142	244	102
182	310	128
132	211	79
115	196	81
158	294	136
143	234	91
23,879	23,879	0

* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

地方法人
特別税
収入額

—

財源超過
団体調整額

×

1/2 人口

1/2 従業者数

=

譲与額

* 1

* 2

- * 1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- * 2 財源超過額調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。
平成27年度における財源超過調整団体（平成26年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体）は、東京都のみである。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

税率の引下げがない場合の法人事業税の収入見込額	13,497億円
-------------------------	----------

税率引下げ後の 法人事業税の収入見込額	8,354億円	減収となる法人事業税収	5,142億円
------------------------	---------	-------------	---------

事業税等減収見込額
(網かけ部)

2,443億円	財源超過団体調整額がないものとして算定した 地方法人特別譲与税の譲与額 2,699億円
---------	---

27年度における
加算措置なし



調整財源超過額
(網かけ部)

